

○議事日程

令和6年9月27日（金） 第5日

- | | | |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 議案第38号 | 岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第41号 | 令和6年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第 4 | 議案第42号 | 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第 5 | 議案第43号 | 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |
| 第 6 | 議案第44号 | 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 第 7 | 認定第 1号 | 令和5年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 認定第 2号 | 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 認定第 3号 | 令和5年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 認定第 4号 | 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 認定第 5号 | 令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 認定第 6号 | 令和5年度岐南町水道事業会計決算の認定について |
| 第13 | 認定第 7号 | 令和5年度岐南町下水道事業会計決算の認定について |
| 第14 | 議案第45号 | 工事請負契約の締結について (岐南町防災倉庫解体・新防災備蓄倉庫建設工事) |
| 第15 | 同意第 3号 | 岐南町農業委員会委員の任命同意について |
| 第16 | | 常任委員会委員の選任について |
| 第17 | | 議会運営委員会委員の選任について |



○本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 議案第 3 8 号 | 岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第 4 1 号 | 令和 6 年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第 4 | 議案第 4 2 号 | 令和 6 年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第 5 | 議案第 4 3 号 | 令和 6 年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |
| 第 6 | 議案第 4 4 号 | 令和 6 年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 第 7 | 認定第 1 号 | 令和 5 年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 認定第 2 号 | 令和 5 年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 認定第 3 号 | 令和 5 年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 0 | 認定第 4 号 | 令和 5 年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 1 | 認定第 5 号 | 令和 5 年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 2 | 認定第 6 号 | 令和 5 年度岐南町水道事業会計決算の認定について |
| 第 1 3 | 認定第 7 号 | 令和 5 年度岐南町下水道事業会計決算の認定について |
| 第 1 4 | 議案第 4 5 号 | 工事請負契約の締結について (岐南町防災倉庫解体・新防災備蓄倉庫建設工事) |
| 第 1 5 | 同意第 3 号 | 岐南町農業委員会委員の任命同意について |
| 第 1 6 | 議長辞職の件 | |
| 第 1 7 | 選 第 5 号 | 議長の選挙 |
| 第 1 8 | 副議長辞職の件 | |
| 第 1 9 | 選 第 6 号 | 副議長の選挙 |

- 第20 常任委員会委員の選任について
 第21 議会運営委員会委員の選任について
 第22 議会広報特別委員会委員の辞任について
 第23 議会広報特別委員会委員の選任について
 第24 同意第 4号 岐南町監査委員の選任同意について
 第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について



○出席議員

| | |
|------|----------|
| 10 名 | |
| 1 番 | 広瀬 恵理子 君 |
| 2 番 | 加藤 雅浩 君 |
| 3 番 | 長谷川 淳 君 |
| 4 番 | 村山 博司 君 |
| 5 番 | 松本 暁大 君 |
| 6 番 | 三宅 祐司 君 |
| 7 番 | 松原 浩二 君 |
| 8 番 | 櫻井 明 君 |
| 9 番 | 渡邊 憲司 君 |
| 10 番 | 木下 美津子 君 |



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|----------|
| 町 | 長 | 後藤 友紀 君 |
| 副町 | 長 | 傍島 敬隆 君 |
| 教育 | 長 | 野原 弘康 君 |
| 会計管理 | 者 | 小関 久志 君 |
| 総務部 | 長 | 堀場 康伸 君 |
| 総合政策部 | 長 | 安田 悟 君 |
| 福祉部 | 長 | 岩田 恵司 君 |
| 土木部 | 長 | 井上 哲也 君 |
| 住民部 | 長 | 小野木 崇夫 君 |
| 総務課 | 長 | 服部 貴司 君 |
| 財政課 | 長 | 記野 雅之 君 |

総合政策課長 撰田真広君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 三輪 学
書 記 西脇 信一郎

開議

午前10時09分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきに配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番木下美津子議員、1番 広瀬恵理子議員の両君を指名します。

福祉土木常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

| 事件番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------|-------------------|
| 議案第38号 | 岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について | 原案のとおり 可決すべきもの |

令和6年9月27日

福祉土木常任委員会委員長 長谷川 淳

岐南町議会議長 櫻井 明様

第2 議案第38号

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第2、議案第38号を議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本件について、福祉土木常任委員会における審査の報告を求め

ます。

福祉土木常任委員会委員長 長谷川 淳議員。

○福祉土木常任委員会委員長（長谷川 淳君） おはようございます。

ご報告いたします。

今期定例会におきまして、福祉土木常任委員会に審査を付託されました議案につきましては、去る9月6日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

議案第38号 岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、今定例会でこの条例改正を行う必然性はあるのか、手続としては妥当なのかとの問いに、理事者側から、来年の4月1日より実施予定であることを考えますと、関係機関との協議、システム改修、対象者への通知を行う等、時間的な縛りがあるため、今定例会での改正が必要となると考えていますとの答弁がありました。

また、委員から、4月1日生まれの子供は暦上17歳までしかこの助成の対象にならないが、公平性の観点から、年度ではなく、18歳という年齢で区切ることもできたのではないかと問いに、理事者側から、あくまで高校生世代の子を持つ保護者の負担軽減を検討したものであるため、年齢ではなく、高校生世代という考え方に至っていますとの答弁がありました。

また、委員から、この拡大に伴い、新たにどの程度費用負担が発生するのか、また福祉医療費全体の予算額の見込みはとの問いに、理事者側から、対象者拡大に伴い、新たに発生する負担が年間3,000万円強、全体の予算はおおよそ2億円を見込んでいますとの答弁がありました。

また、委員から、高校生世代の経済的負担というのであれば、高校在学中の子だけを対象にすることもできるのではないかと問いに、理事者側から、高校進学率90%以上の現状を踏まえますと、事務が非常に煩雑になることを考慮し、高校生世代全てを対象とすることを考えていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（櫻井 明君） 以上で委員長報告は終わりました。

議案第38号について、委員長報告に対する質疑をお伺いいたします。質疑はありますか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論はないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第38号について、委員長報告は原案を可決とするもの
あります。

議案第38号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） ご苦労さまです。起立全員であります。よって、議案第38号
岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可
決されました。



第3 議案第41号

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第3、議案第41号 令和6年度岐南町一般会計補正
予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明を終わっておりますので、これより
質疑を許します。質疑をお受けします。

5番 松本議員。

○5番（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。

5番議員 松本です。

議案第41号、一般会計補正予算案のコンプライアンス推進委員会の設置の部分につ
いて、質疑のほうを3点ほど行います。よろしくをお願いします。

まず1点目、定義において、コンプライアンスとは、単に法令を遵守することにと
どまらずとありますが、法令遵守は当然のことと理解するとして、そもそも職員が法
令遵守ができないからコンプライアンスを推進するというように外部の方が聞いた
ら、そう判断される懸念があるかと思います。民間企業ならまだしも、本来、法令遵
守の見本となるべき行政組織、もっと言えば行政は法令遵守ができていて当たり前
いうことを、町民の税金を使ってまでこのような要綱でスローガンをつくって職員の
意識改善をしなければならないのでしょうか。

また、この制度や要綱をつくる際に、副町長や部課長級をはじめ、職員から何の疑

問や反対意見はなかったのでしょうか、併せてお尋ねします。

2点目、全協資料にある経緯において、固定資産税の課税誤りなどがありますが、これは法令遵守ではなく、過去の業務のミスや不祥事などについては、その原因追及、再発防止策、組織の在り方、職員の資質向上や研修制度の見直しなど、本来住民からの信頼を得るためにやるべきことがたくさんあるのではないのでしょうか。課税誤りなどは人が関わる以上、100%ミスを防ぐことは不可能だと思っています。先ほどお話ししましたが、基本的なやるべきことが最も町民にとって有益なことだと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、最後になります。

こちら全協資料に、委員会の設置は前町長の事案を受けてのこととも取れます。第三者委員会の報告書には、トップを想定・対象とした縛りや罰則規定がない中で発生した事案だったとあります。それを教訓として、推進委員会のトップが町長になっている理由はなぜなのでしょう、お尋ねします。

他の自治体を参考にしたとのご説明はありましたが、必ずしも適正で、これが当町に当てはまるとは思っていません。トップが委員長である以上、この要綱が恣意的に利用されるおそれもあるかと思えます。委員会の委員長は第三者であるべきかと思いますが、併せてお尋ねします。

以上3点のほど、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松本議員さんのご質問にお答えいたします。

コンプライアンスの定義に含まれます法令遵守につきましては、議員ご指摘のとおり、行政として法令遵守ができていることは当然のことであると考えております。しかし、今までに発生した問題につきましては、法令遵守のみで解決できる問題ではなく、組織として、内部統制の機能不全をはじめとして様々な要因が重なり発生した問題であると考えております。

そのため、一つの手法として、外部のアドバイザーの下、よりよい組織に変えていくため、岐南町コンプライアンス推進委員会を立ち上げ、意識調査やグループワークを通して組織としての課題や解決策を洗い出し、経営理念、行動基準等のコンプライアンスビジョンを策定することで職員の意識を改善していくことが重要であると考えております。

また、要綱を作成する際の反対意見につきましては、法令審査委員会にて審査をしておりますが、反対意見は出ておらず、ほかの職員からの反対意見も聞いてございません。

続いて、2番目のご質問にお答えいたします。

コンプライアンスビジョンは、組織としてあるべき姿を共通理念として持ち、行動基準をつくり上げるものでございます。その理念や行動基準の下、議員が言われるリスクリテラシーに関する協議や研修も今後想定をしております。基本的なやるべきことを実施することは当然のこととして、長期的な視点でこうした職員の意識改革を行うことで、最終的に住民から信頼される組織を構築することがこのコンプライアンス推進委員会の目的でございます。

最後に3つ目でございます。

コンプライアンスには法令遵守という意味はございますが、今回の取組はルールを守ることが前提ではなく、組織としての立て直しを目的としております。組織のトップである町長が委員長を務めることで、コンプライアンスが組織の最重要課題であることを職員に明確に示すことができます。

また、要綱の形式的なものではなく、実際に積極的にコンプライアンスへの取組を町長自らが行うことで組織全体としての意識を高めるなど、あり余る効果も期待することができます。

さらに、組織のトップがコンプライアンスに力を入れていることを町民に示すことで、組織に対する信頼を高めることができるなど、この取組を行うことにおいて、町長以外の者が委員長として行うことは考えられません。要綱が恣意的に利用されると言われますが、具体的にどのようなことを想定されているか分かりませんが、組織全体で遵守すべきことは組織全体で作成することは当然であり、その組織のトップは町長でございます。あくまでも取組の中で、他市町での取組に多く関わってきた方を第三者としてアドバイスをいただきながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに。

10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） 10番議員 木下でございます。

1点お伺いをいたします。

一般会計補正予算の北小学校の屋外トイレ改修事業におきまして、トイレの入り口の男女別、また洋式トイレの改修とともに、多目的トイレの設置も今の時代必須と私は考えますが、どのようにお考えなのでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 木下議員の質疑にお答えいたします。

北小学校の屋外トイレは、屋外授業や休み時間など、児童が利用するほか、社会体育や運動会の行事でも利用しております。また、プールと併設しておりますので、プールの授業にも利用できる共用トイレとなっております。

多目的トイレは、車椅子使用者、高齢者、内部障害者、子供連れなど多様な人が利用できるトイレであり、車椅子に対応した広さや手すり、オストメイト対応の設備、おむつ替えシートやベビーチェアなど備える必要があります。

今回、屋外トイレの改修工事に伴い、多目的トイレを設置することにつきましては、担当課において設計業者と検討を重ねましたが、既存の建物の構造では難しく、多目的トイレを設置することはできませんでした。

しかしながら、学校施設は災害時における地域住民の避難場所としても役割を果たすことから、防災機能の向上とバリアフリー化により、利用者に配慮することが重要でありますので、今後校舎や体育館の大規模改造または長寿化改修において整備していくことを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ほかに質疑をお受けします。

4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 4番議員 村山です。

議長のお許しをいただきましたので、一般会計9月補正予算、コンプライアンス推進委員会の講師謝礼で71万9,000円について4点、町長にお尋ねいたします。

まず、この職員のコンプライアンスの研修を外部に委託するという発想について、私は行政組織における一つの限界を心配しております。全員協議会で固定資産税の課税誤り、最近では、高額介護サービス費の過払いなど内部統制の機能不全云々という説明がございましたが、外部から講師を招いて研修を行うということで、再発防止に果たしてどれくらいの費用対効果が見込まれるのでしょうか。

要するに、役場の職員は通常2年から3年、もしくは1年で異動があります。この一過性の研修で果たしてどれくらいの職員が理解し、共感し、実績できるでしょうか。内部統制というのは、内部の職員の意識改善、業務に精通するための努力、管理職の組織のマネジメント力、公益通報制度の整備など、第三者的な視点の確立など、おおよそ外の人間から言われて変えられるような単純な作業ではないと思います。

私も民間企業の組織で働いていましたし、現に今経営という立場でもいます。従業員の資質とか意識は、従業員自ら変革しなければ何にも変わらないということも学んできました。現に、固定資産税の案件にしましても、過去何年、あるいは何十年も遡れば、大小たくさんの課税ミスや事務誤りが現にあったかと思います。その都度、議会や町民に対し、再発防止に努めますという決まり文句で、また何年かすると

同じ事件が繰り返されております。

そもそもコンプライアンスを正すという考え方自体、役場に対する町民からの不信感や不安感を助長するだけではありませんか。公務に携わる以上、入庁時に既にコンプライアンスは一般人以上の資質があるからこそ公務員として採用され、業務に携わっているのではありませんか。崇高なコンプライアンスは当然備わっているものと町民は信じています。毎日一生懸命町民のために仕事をしている一般職員に対して、私はちょっと失礼じゃないかと思います。

外部に研修を丸投げする前に、まず業務体制の見直し、管理職のマネジメントの在り方、職員一人一人の仕事や組織に対する考え方の共有、危機管理体制の構築など、内部統制とはそういうものであると考えますが、こういった私の考えに対して、町長はどのように考えてみえるか1点お聞きします。

2点目、職員は常に異動します。新人職員も入庁します。一過性の研修効果に私は疑問を覚えますが、この研修制度は毎年予算を確保して永続的に実施される予定かお伺いしたいと思います。

そもそも岐南町には総合政策課があります。総合政策課があるにもかかわらず、こういった新たな第705号でしたか、のような、失礼しました。ちょっとお待ちください。政策アドバイザーを設置することが本当に必要かどうかということもちょっとお聞きしたいと思います。ちょっと言い直しますね。総合政策課があるにもかかわらず、政策アドバイザーの設置が必要かということでもあります。

3つ目、他の自治体を参考にしたと説明がありましたが、その自治体での導入前と導入後の効果やメリットを十分検証されて、この今言われた要綱なり、あるいは予算計上をしたのか。議決の判断のために必要な効果等をお示ししていただきたいと思います。

4つ目、新しい町長になっても、職員の意識や組織・風土が結局変わらなかったため、外部の専門家の力に頼るという判断に至ったのでしょうか。顧問弁護士や他の市町村職員が参加する研修を積極的に活用し、職員の見識や視野を広げるという方法もあるとは思いますが、いかがでしょうか。

以上4点、ご質問いたします。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（櫻井 明君） 再開いたします。

堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員さんの質疑にお答えいたします。

まず一つの手法として、コンプライアンス推進委員会を立ち上げるわけでございます。外部のアドバイザーの下、よりよい組織に変えていくため立ち上げ、職員の意識調査やグループワークを通して、組織としての課題や解決策を洗い出して、経営理念、行動基準等コンプライアンスビジョンを策定することで職員の意識改善をしていくこととなります。

この経営理念、行動基準というのは、令和7年度末の令和8年3月31日を目標に作成する予定で毎年研修のほうを行っていくわけなんですけれども、当然効果を見るために、モニタリングにつきましても必ず取組に対する評価を実施してやっていきます。

また、人材も含めて同時に進めていくわけなんですけれども、組織に携わる職員の資質を高めていくということで実施していくものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 村山議員、いかがですか。

議員の皆様は改めてここで申し上げます。

これはあくまで質疑ですので、私見を挟むことは禁止されていますので、その点よろしくお願いたします。簡素に質疑、疑問に対してお答えいただくというような場にしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） では、質疑を終結いたします。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 賛成多数です。よって、議案第41号 令和6年度岐南町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。



第4 議案第42号

○議長（櫻井 明君） 日程第4、議案第42号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第42号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第42号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。



第5 議案第43号

○議長（櫻井 明君） 日程第5、議案第43号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第43号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第43号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

第6 議案第44号

- 議長（櫻井 明君） 日程第6、議案第44号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（櫻井 明君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

- 議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第44号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第44号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

決算特別委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

| 事件番号 | 件名 | 審査の結果 |
|-------|----------------------------------|------------------|
| 認定第1号 | 令和5年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について | 原案とおり 認定すべきもの |
| 認定第2号 | 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案とおり 認定すべきもの |
| 認定第3号 | 令和5年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案とおり 認定すべきもの |
| 認定第4号 | 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案とおり 認定すべきもの |
| 認定第5号 | 令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案とおり 認定すべきもの |
| 認定第6号 | 令和5年度岐南町水道事業会計決算の認定について | 原案とおり 認定すべきもの |
| 認定第7号 | 令和5年度岐南町下水道事業会計決算の認定について | 原案とおり 認定すべきもの |

令和6年9月27日

決算特別委員会委員長 三宅祐司

岐南町議会議長 櫻井 明様



第7 認定第1号から第13 認定第7号まで

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第7、認定第1号から日程第13、認定第7号までの7案件を一括して議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この7案件について決算特別委員会における審査の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 三宅祐司議員。

○決算特別委員会委員長（三宅祐司君） それでは、決算特別委員会委員長報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、決算特別委員会に付託されました案件につきましては、

去る9月11日と12日の2日間、委員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、認定第1号 令和5年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、各部ごとに関係した部分の質疑に入りました。

初めに、総務部、総合政策部及び住民部の歳入部分について質疑を行いました。

委員から、地方交付税が約3,000万円増額になっているが、その要因は何かとの問いに、理事者側から、地域デジタルやマイナンバーカードを利用したサービスなどの社会保障関係の増加、出産子育て応援交付金、看護、介護、保育、幼児教育に係る人材の処遇改善により、普通交付税が2,400万円、特別交付税が600万円、前年度と比較し増加となりましたとの答弁がありました。

次に、委員から、地方債の現在残高と基金残高の推移はどの問いに、理事者側から、令和5年度末の地方債残高は前年度末より約3億円減り、44億5,190万8,716円、基金残高は前年度末より約1億2,000万円減り、24億543万1,000円ですとの答弁がありました。

次に、委員から、差押えの条件とその実績はどの問いに、理事者側から、差押えは、滞納者に対し催告書などを送付しても反応がなく、納税相談や分納相談にも応じていただけない方に対して、給与や預金などの相当な所得や資金があるにもかかわらず、納付の意思を示さない場合に行います。

また、令和5年度は、310件、2,962万7,130円の差押えを実施しましたとの答弁がありました。

次に、委員から、現年課税分を不納欠損した理由は何かとの問いに、理事者側から、個人の町県民税において、外国人が年度の途中で無断で帰国したためとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと納税の返礼基準の改正による寄附額の見直しはどの問いに、理事者側から、総務省の地場産品基準の厳正化等により、かなり厳しい見通しです。改めて魅力ある返礼品の発掘など、個人のふるさと納税に力を入れつつ、企業版ふるさと納税にも力を入れていきたいと考えていますとの答弁がありました。

そのほかの質疑の後、総務部、総合政策部及び住民部、歳出の質疑に入りました。

委員から、人件費が上がっている中、職員の適正な人員確保についてはどの問いに、理事者側から、岐南町定員適正化計画で正職員は161人となっております。令和5年度の正職員は148人、会計年度職員は36人、合わせて184人の職員がおります。人数的には適正化計画を上回っていますとの答弁がありました。

次に、委員から、コミュニティバスの利用促進事業とはとの問いに、理事者側から、運賃無料デーの実施や保育園児の絵を車内に掲示、イベント時の臨時運行、関連記事の広報紙掲載を行いましたとの答弁がありました。

次に、委員から、自治会絆づくり交付金事業をどう考えているのかとの問いに、理事者側から、交付金事業を活用し、自治会で様々な事業を計画され活動していただいています。制度開始から13年経過し、制度の在り方を考える時期かと認識しています。今後、自治会長会議、在り方検討会に諮り検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、第三者調査委員会委託料の詳細をとの問いに、理事長側から、第三者調査委員会の委託料は単価1時間1万1,000円で契約。全ての業務が終了し、各弁護士が業務に従事した時間により支払いしていますとの答弁がありました。

次に、委員から、第三者調査委員会の調査対象者はとの問いに、理事者側から、前町長が就任してからの全職員にアンケートを取り、該当する方について弁護士とのヒアリングを行いましたとの答弁がありました。

次に、委員から、環境美化監視員に対する報酬等の考え方はとの問いに、理事者側から、環境美化監視員の報酬は月額7,500円です。大変な業務と認識しています。今後の成り手問題も含め、廃棄物処理対策協議会などでごみの有料化に合わせて、負担のかからない在り方を検討したいとの答弁がありました。

次に、委員から、資源回収の収集運搬委託料を見直す考えはとの問いに、理事者側から、プラスチック関係の資源ごみは可燃ごみで処理するほうがコストがかかります。また、国の法律でプラスチックは分別し、さらに再生利用を定めていますので、引き続きリサイクルを進めてまいりますとの答弁がありました。

次に、委員から、資源回収による収入はとの問いに、理事者側から、資源回収した金属、瓶類等で530万円、プラスチック製容器包装で約230万円、売却し町の収入となっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、応援クーポン券を使用されない方とはとの問いに、理事者側から、クーポンの未使用者は608人。ほとんどが郵便物が届かなかった方ですとの答弁がありました。

次に、委員から、ジャンボタニシの駆除業務はどこで行っているのかとの問いに、理事者側から、主に排水路において、町を5分割して、毎年、ジャンボタニシの回収を実施していますとの答弁がありました。

次に、委員から、防災行政無線の戸別受信機の在り方はとの問いに、理事者側から、防災行政無線戸別受信機は、現在約30%の3,600くらい貸出ししています。防災

行政無線と同じ情報をLINEで取得できますが、高齢の方には防災行政無線の必要性を感じていますとの答弁がありました。

次に、委員から、基金の運用方法の考え方はとの問いに、理事者側から、基金の運用方法は、町の資金管理運用基準に基づいて、安全性を第一に管理しております。金融機関や証券会社などから最新の金利や債券市場の情報を入手し、今後の資金需要を考慮しながら、大口定期預金や国債、地方債などの安全な商品を運用しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、窓口で外国の方からの困り事とか、地域住民の苦情とかありますかとの問いに、理事者側から、特に窓口で困り事とか相談は聞いておりません。同じく住民の方からも苦情はいただいておりませんとの答弁がありました。

次に、委員から、英語検定料助成金は何人に助成したのかとの問いに、理事者側から、小学生28名、中学生69名、合わせて97名に助成しましたとの答弁がありました。

次に、委員から、学校給食費等助成金交付事業の町の位置づけと今後についてはとの問いに、理事者側から、この事業は子育て世代の支援として重要な政策の一つであり、岐南町のシンボリックな事業だと考えておりますので、今は廃止する考えはございませんとの答弁がありました。

次に、委員から、小・中学校の給食費1人当たりの単価はとの問いに、理事者側から、小学校は1人1食当たり262円、月額4,700円。中学校は1食298円、月額5,350円ですとの答弁がありました。

次に、委員から、給食の残食量はどれくらいか、また他市町の残食量はとの問いに、理事者側から、3小学校、1中学校合わせて年間1万4,176キログラムです。近隣市町の状況等は今後調査しますとの答弁がありました。

次に、委員から、調理センターに必要な調理員の数とその確保策はとの問いに、理事者側から、調理員の必要人数は19名で、会計年度職員13名、派遣職員6名を想定していますが、現在会計年度職員が1人欠員の12名で対応しています。調理員は時間的制限があり重労働ということで、勤務体制を午前・午後に分けた短時間の採用枠も用意し、ハローワークや広報紙等で人員の募集をしていますとの答弁がありました。

そのほかの質疑の後、福祉部関係について質疑を行いました。

委員から、町と社会福祉協議会の位置づけや関係性はどうなっているのかとの問いに、理事者側から、社会福祉の中心的な役割を担う機関として、町ではできないような仕事、例えば認知症関係の家族介護教室、認知症サポーターの活動推進事業、生活支援サービスの体制整備事業を委託するなど、積極的に社会福祉協議会を活用しながら、町も事業を推進していますとの答弁がありました。

次に、委員から、要支援1・2の方に対して行っている介護予防事業補助金について、事業を継続する中で、介護度の進行に影響があったか、検証は行っているのかとの問いに、理事者側から、サービス対象者の介護度の進行、受けたサービス内容、給付費の経年変化などの調査を既に実施しており、介護保険全体における給付費や認定率の推移といった様々な分析も行っています。事業の継続については、町民の皆様の意見等を集約した上で、最終的な判断を下したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、学童保育が適正に運営されているか、事業者から提出される書類や、定期的に現地へ赴く等の確認は行っているのかとの問いに、理事者側から、資料は毎月提出されており、都度内容の精査を行っているほか、現地の確認は、定期でこそありませんが、頻繁に職員が各施設を訪れており、その際に確認を行っていると答弁がありました。

次に、委員から、育休退園について新聞紙上で取り上げられていたが、保育士の人数は足りているのかとの問いに、理事者側から、現在各保育施設の保育士の数は国の配置基準を満たしております。育休退園については、育児休業明けで仕事に復帰される方、新たに就労される方の子を預かることを中心と考えていますので、当町においては当面継続していく考えですとの答弁がありました。

次に、委員から、子宮頸癌ワクチンキャッチアップ接種の期限が来年3月までに迫っているが、最後通告のようなものは実施したのかとの問いに、理事者側から、本年5月に未接種の対象者には郵便で個別に案内したほか、広報紙やホームページ、LINEといった情報媒体を活用して広く周知を行っていると答弁がありました。

次に、委員から、産後ケア宿泊・通所型の委託先はそれぞれ何か所ずつあるのかとの問いに、理事者側から、宿泊型に対応している医療機関が10か所、通所のデイサービスに対応している医療機関は基本重複しますが、通所のみ対応する医療機関が1か所増え、11か所あります。なお、いずれも町外の施設もありますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、土木部関係について質疑を行いました。

委員から、道路や公園の雑草除去や樹木剪定について、現状どのように対応しているのかとの問いに、理事者側から、道路や水路の除草は原則年2回としており、草の伸び具合を見定めながら実施しています。それでも通行に際し視認性の妨げになっている箇所については個別に実施しています。公園の樹木についても同様に、年2回ないし3回、公園の使用に支障がないよう実施していますとの答弁がありました。

次に、委員から、新所平島線事業に不用額が生じているが、工事の進捗に遅れがあ

るのか、また国道22号までの区間が供用開始されるのはいつになるのかとの問いに、理事者側から、現在施工中の取付け道路や歩道整備の部分について、地下埋設物の関係などにより施工されていなかった箇所があるため、負担金の減額に伴う不用額が生じました。

工事の進捗状況については、令和6年11月25日にJRの仮踏切が供用開始となる予定です。なお、国道22号線までの区間が供用開始となるのは、令和23年を予定していますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定としました。

次に、認定第2号 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、国保事業全体の中で個人が抱える負担感が高い状態になっていると思われるが、どのように現状を認識しているのかとの問いに、理事者側から国保世帯数、被保険者数いずれも年々減少しています。高度医療化が進み、1人当たりの医療費が高額化する中で、加入者が減少すると、給付と負担のバランスの中でどうしても国保税の負担感が出てきます。国保税について、令和11年をめどに県下統一の保険料とすべく、現在県主導で進めています。県下統一の保険料になった場合、当町は現在保険税が高いまちであるため、税額の減少が見込まれますとの答弁がありました。

次に、委員から、保険税の額を減らすような取組や医療費そのものを削減するような取組はしているのかとの問いに、理事者側から、国保の財政安定化に向けた取組として、給付の適正化を進めるため、レセプト点検による過誤請求等の確認や、多剤服用している方への面談を行っているほか、そもそも病気とにならないことが最も重要であるため、特定健診等の健診事業に力を入れていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定としました。

次に、認定第3号 令和5年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、令和5年度に新たにできた特別養護老人ホームの影響はどの程度あるのかとの問いに、理事者側から、この特養は広域型のため、できたことによる給付費への影響はそれほどありません。令和5年4月1日現在、34名の入所待機者が令和6年4月1日現在、26名と減少しており、入所待機者の減少に効果があったものと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、適正な給付を行うための取組はしているのかとの問いに、理事者側から、介護給付費の適正化を行うため、介護給付適正化システムを導入しており、不適切と思われる給付を発見した場合、担当ケアマネジャーに対して、ヒアリングシ

ートを用いた確認を行っているほか、町に指定権限のある地域密着型の施設については、3年に1回、実施指導を行うなどして適正化に努めていますとの答弁がありました。

その後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定としました。

次に、認定第4号 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定としました。

次に、認定第5号 令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、中学校部活動の社会人指導者の謝礼はどのような内容か、今後謝礼額は増えるのかとの問いに、理事者側から、休日の部活動を実施する際の社会人指導者として、県の補助金を利用した部活動指導員が岐南中学校2名、笠松中学校2名、それ以外の補う外部指導者の補償額です。岐南中学校は17部活で、1回1時間1,600円、2時間以上3,200円、1回につき3,200円、1部活当たり月2万2,400円が上限となっています。令和6年度は、実態に応じて上限を見直し、年間の上限を240時間としましたので、謝礼額の総額は上がりますが、ある程度金額としては落ち着いてきます。上限の240時間は、土・日のうち1日は休養日とするように定めたガイドラインに沿って、年間の休日120日の半分の60日を活動すると仮定して設定していますとの答弁がありました。

次に、委員から、外部指導者はどのような方がなるのかとの問いに、理事者側から、社会人指導者として既に関わりのあった方、学校から推薦を受けた方です。また、指導者には年度当初に研修を行っていますとの答弁がありました。

次に、委員から、コミュニティスクールの活動はどの問いに、理事者側から、地域の教育力を生かし、子供たちに豊かな体験や学びを広げていけるよう、羽島郡では学校運営協議会が軸となり、地域学校協働活動を推進していますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定としました。

次に、認定第6号 令和5年度岐南町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、有収率が当年度79.2%で、前年度よりも若干改善しているが、その要因はどの問いに、理事者側から、毎年漏水調査を行っており、漏水箇所を減らしているのがその要因かと考えています。80%を超えると優秀と言われており、引き続き調査を行い、81%程度を目指していきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、給水原価がかなり上がっているが、その原因は何か、また供給単価と逆ざやになっているが、供給すればするほど赤字になるということかとの問いに、理事者側から、給水原価は電気料金の上昇に伴い、対前年比で25.7%上昇しています。また、労務単価の上昇もその要因となっています。なお、現状1立方メートル水を供給することで6円の赤字となっており、料金の改定が急務となっています。現在それも踏まえて経営戦略を立てているところであり、これを基に料金改定の幅を見据えたいと考えています。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定としました。

次に、認定第7号 令和5年度岐南町下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定としました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（櫻井 明君） 以上で委員長報告が終わりました。

お諮りします。本来であれば順次委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うわけでございますが、この決算特別委員会の委員は監査委員を除く全議員であることから、委員長報告に対する質疑は省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

最初に、認定第1号について討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第1号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、認定第1号の令和5年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号について討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第2号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第2号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、認定第2号の令和5年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第3号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第3号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、認定第3号の令和5年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第4号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第4号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、認定第4号の令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長(櫻井 明君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第5号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第5号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(櫻井 明君) 起立全員であります。よって、認定第5号の令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号について討論を許します。討論はございませんか。

(討 論 な し)

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。認定第6号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第6号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、認定第6号の令和5年度岐南町水道事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。認定第7号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第7号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、認定第7号の令和5年度岐南町下水道事業会計決算の認定については認定することに決定しました。



第14 議案第45号及び第15 同意第3号

- 議長（櫻井 明君） 次に、日程第14、議案第45号と日程第15、同意第3号の2案件を一括し議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

- 議長（櫻井 明君） この案件に対する提出者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

- 町長（後藤友紀君） 本日、2案件を追加で上程させていただきますので、ご説明を申し上げます。

まず、議案第45号 工事請負契約の締結についてでございますが、本案件は、岐南町防災倉庫解体・新防災備蓄倉庫建設工事を実施するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、去る8月28日に一般競争入札を実施いたしました結果、各務原市神置町

3丁目5番地、協和建設株式会社代表取締役 堀 英哲と1億6,445万円の工事請負契約を締結いたしたいものでございます。

なお、工期は、本契約の締結日から令和7年3月31日までを予定いたしております。

次に、同意第3号 岐南町農業委員会委員の任命同意についてご説明を申し上げます。

岐南町農業委員会委員 松原渥美氏が令和6年7月31日に辞任したことに伴い、欠員が生じました。補充の委員として松原 正氏を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

なお、今回の委員の任期は、同法第10条第1項の規定により、前任者の残任期間とし、任命の日から令和8年7月19日まででございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。

最初に、議案第45号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第45号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、議案第45号 工事請負契約の締結について（岐南町防災倉庫解体・新防災備蓄倉庫建設工事）は原案のとおり可決されました。

次に、同意第3号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑はないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。同意第3号を原案のとおり任命同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、同意第3号 岐南町農業委員会委員の任命同意については同意することに決しました。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時29分 再開

○副議長（三宅祐司君） それでは休憩を終わり、会議を再開します。

ただいま櫻井 明議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、日程第16とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○副議長（三宅祐司君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、日程第16とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定しました。



第16 議長辞職の件

○副議長（三宅祐司君） 日程第16、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、櫻井 明議員の退場を求めます。

（除 斥）

○副議長（三宅祐司君） それでは、事務局長に辞職願を朗読してもらいます。

三輪 学議会事務局長。

○議会事務局長（三輪 学君）

令和6年9月27日

岐南町議会副議長 三宅祐司殿

岐南町議会議長 櫻井 明

辞職願

このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（三宅祐司君） お諮りします。櫻井 明議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○副議長（三宅祐司君） ご異議なしと認めます。よって、櫻井 明議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

櫻井 明議員の入場を求めます。

(除斥入場着席)

○副議長(三宅祐司君) ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、日程第17として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○副議長(三宅祐司君) ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程第17とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

これより選挙の準備をします。



第17 選第5号

○副議長(三宅祐司君) 日程第17、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 閉 鎖)

○副議長(三宅祐司君) ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に広瀬恵理子議員、加藤雅浩議員、長谷川 淳議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投 票 用 紙 配 付)

○副議長(三宅祐司君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○副議長(三宅祐司君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投 票 箱 点 検)

○副議長(三宅祐司君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長 呼び上げ)

(投 票)

○副議長(三宅祐司君) それでは、投票漏れはありませんか。

(な し)

○副議長（三宅祐司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

広瀬恵理子議員、加藤雅浩議員、長谷川 淳議員は開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○副議長（三宅祐司君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは先ほどの出席議員数と符合しております。

そのうち有効投票9票、無効投票1票です。

櫻井 明議員7票、渡邊憲司議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、櫻井 明議員が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○副議長（三宅祐司君） ただいま議長に当選されました櫻井議員から当選の承諾及び挨拶があります。登壇をお願いします。

○議長（櫻井 明君） ただいま私に投票ということになって、私が議長ということに決定いたしました。心から謹んでお受けさせていただきます。

皆様方には大変苦しい選択であったかも知りません。しかし、私がこれから皆様方に申し上げたいこと、やっていきたいこと、それが初めて今回この選挙に当たって、事前にそれぞれの思いを述べるということを見せていただきました。それらが皆様方にご理解いただけたものと感じます。したがって、今後は誠実に皆様方のお力を頂戴しながら一つ一つ進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま行政のほうでは非常に今産みの苦しみを味わっています。このまま議会だけがのんびんだらりとして何もなくていいのか。それは許されないということで、私はその思いを述べさせていただきました。私どもとしても、これから議会としてどのような議会をつくっていくのか、そういったことを皆様方と共に新たにいま一度決意し直し、そしてよくやっとな、やっていると言われる議会を目指して行動していきたい、そのように思っております。これからまた私たちも皆様方と共に産みの苦しみを味わわなければなりません。それを覚悟の上で行こうと思っておりますので、何とぞよろしくご支持、ご支援を引き続きいただきますことを心よりお願い申し上げます。私にもう一度議長をやれと言われたことに感謝して、皆様方にお礼を申し上げ

ます。ありがとうございます。

○副議長（三宅祐司君） それでは、議長は議長席にお着き願います。

（議長交代）

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま三宅祐司議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、日程第18として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程第18として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



第18 副議長辞職の件

○議長（櫻井 明君） 日程第18、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、三宅祐司議員の退場を求めます。

（除 斥）

○議長（櫻井 明君） 事務局長に辞職願を朗読してもらいます。

○議会事務局長（三輪 学君）

令和6年9月27日

岐南町議会議長 櫻井 明殿

岐南町議会副議長 三宅祐司

辞職願

このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（櫻井 明君） お諮りします。三宅祐司議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、三宅祐司議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

三宅祐司議員の入場を求めます。

(除斥入場着席)

○議長(櫻井 明君) ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、日程第19として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長(櫻井 明君) ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程第19として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

これより選挙の準備をします。



第19 選第6号

○議長(櫻井 明君) 日程第19、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 閉 鎖)

○議長(櫻井 明君) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に村山博司議員、松本暁大議員、三宅祐司議員を指名します。

投票用紙の配付を願います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投 票 用 紙 配 付)

○議長(櫻井 明君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(な し)

○議長(櫻井 明君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投 票 箱 点 検)

○議長(櫻井 明君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長 呼び上げ)

(投 票)

○議長(櫻井 明君) 投票漏れはありませんか。

(な し)

○議長（櫻井 明君） 投票漏れなしと認めます。

投票をこれにて終了いたします。

開票を行います。

村山博司議員、松本暁大議員、三宅祐司議員は開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（櫻井 明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは先ほどの出席議員数と符合しております。

そのうち有効投票10票です。無効投票はございません。

有効投票中、松原浩二議員6票、三宅祐司議員4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、松原浩二議員が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○議長（櫻井 明君） ただいま副議長に当選されました松原浩二議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました松原浩二議員から当選の承諾及び挨拶があります。松原浩二議員、登壇をお願いします。

○副議長（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

副議長当選ということで、なお一層頑張ってまいりたいと思います。

議員として、今回の年度というか、任期中では4年目になります。ただ、町民、町にとっては、そういう何年目とかいうことはなく、ずっと継続して皆さん生活をされて、いろんな活動をされておりますので、議長共々そういったことも留意して、また次回、その次ですね、またその先、そこに継続して皆さんのお役に立てるように頑張っ
てまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩といたします。

午後 0時13分 休憩

午後 0時43分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。



第20 常任委員会委員の選任について

○議長（櫻井 明君） 日程第20、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、岐南町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において、総務住民常任委員会は、順不同でいきますのでよろしくお願ひします。松本議員、渡邊議員、加藤議員、木下議員、松原議員、以上5名です。

続きまして、福祉土木常任委員会は、村山議員、広瀬議員、長谷川議員、三宅議員、そして櫻井です。

それぞれを指名したいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

なお、常任委員会の正・副委員長は、岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっておりますので、同条例第7条第1項の規定によって、正・副委員長の互選のため、各委員会は次の休憩中に開催し、結果を議長までご報告願ひします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時45分 休憩

午後 0時47分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ここで各委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告申し上げます。

総務住民常任委員会委員長に松本暁大議員、副委員長に渡邊憲司議員。

福祉土木常任委員会委員長に村山博司議員、副委員長に広瀬恵理子議員。

以上であります。



第21 議会運営委員会委員の選任について

○議長（櫻井 明君） 日程第21、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会の委員の選任については、岐南町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において、三宅祐司議員、長谷川 淳議員、松本暁大議員、村山博司議員の4名を指名したいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員はただいま指名しましたとおり選任することに決しました。

なお、議会運営委員会の正・副委員長は、岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっておりますので、同条例第7条第1項の規定によって、正・副委員長の互選のため、委員会は次の休憩中に開催し、結果を議長までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時48分 休憩

午後 0時49分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ここで議会運営委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告いたします。

委員長に三宅祐司議員、副委員長に長谷川 淳議員。以上であります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時50分 休憩

午後 0時50分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ただいま議会広報特別委員会委員の渡邊議員より辞任願が提出されました。

委員会条例第10条第2項の規定により、議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、日程第22とし議題としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、日程第22とし議題とすることに決定しました。



第22 議会広報特別委員会委員の辞任について

○議長（櫻井 明君） 渡邊議員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡邊議員の退場を求めます。

（除 斥）

○議長（櫻井 明君） お諮りします。渡邊議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、渡邊議員の辞任を許可することに決定しました。

渡邊議員の入場を求めます。

（除斥入場着席）

○議長（櫻井 明君） ただいま議会広報特別委員会委員1名に欠員が生じました。

議会広報特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、日程第23とし議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。



第23 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（櫻井 明君） 日程第23、議会広報特別委員会委員の選任の件を議題とします。これより議案を配付いたします。

（配 付）

○議長（櫻井 明君） 委員1人が欠員となっておりますので、欠員の1名において、今お配りしたように、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において松原議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の正・副委員長は、岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっておりますので、同条例第7条第1項の規定によって、正・副委員長の互選のため、委員会は次の休憩中に開催し、結果を議長までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時55分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ここで議会広報特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告いたします。

委員長に長谷川議員、副委員長に広瀬議員。

以上であります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時56分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ただいま町長から同意第4号 岐南町監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りします。岐南町監査委員の選任同意についてを日程に追加し、日程第24とし直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、岐南町監査委員の選任同意についての件を日程に追加し、日程第24として直ちに議題とすることに決定しました。



第24 同意第4号

○議長（櫻井 明君） 日程第24、同意第4号 岐南町監査委員の選任同意についてを議題とします。

これより議案を配付します。

（配 付）

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（櫻井 明君） 本案件に対する提出者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 同意第4号 岐南町監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

本日、松原浩二議員より辞職願が提出されましたので、後任に加藤雅浩議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 以上で提案説明は終わりました。

地方自治法第117条の規定により、加藤議員の退場を求めます。

（除 斥）

○議長（櫻井 明君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はございませんか。

(討 論 な し)

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。同意第4号について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、同意第4号の岐南町監査委員の選任同意については、これを同意することに決定しました。
加藤議員の入場を求めます。

(除斥入場着席)

- 議長（櫻井 明君） ただいま三宅議会運営委員長より、次期定例会の会期等、効率的な議会運営に関する調査について、会議規則第70条の規定によって、閉会中の継続調査の申出がありました。

ここで事務局より閉会中の継続調査申出書の写しを配付いたします。

(申 出 書 配 付)

- 議長（櫻井 明君） お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第25として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第25として直ちに議題とすることに決定しました。



第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（櫻井 明君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

- 議長（櫻井 明君） お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、次期定例会の会期等、効率的な議会運営に関する調査については、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

————— ◇ —————

閉議閉会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2024年（令和6年）第3回定例会を閉会いたします。

午後 1時02分 閉会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会副議長

三 宅 祐 司

岐南町議会副議長

松 原 浩 二

岐南町議会議員

木 下 美津子

岐南町議会議員

広 瀬 恵理子